

文化施設使用料の減額について

新型コロナウイルス感染症対策により、劇場・ホール等で行われる予定であった各種公演・展示等が中止・延期となっている。緊急事態宣言解除後も、劇場・ホール等においては入場人数が制限され、また、公演・展覧会を実施しても心理的に観客が来場しにくい状況が続いている状況である。

芸術文化活動に携わる市民等による公演等の再開を支援し、劇場・ホール等が活気を取り戻すことで、まちの魅力を生み出し、発信し、活性化につなげていくために、劇場・ホールでの公演や展示を行う目的で施設を使用する場合の、施設使用料を減額する規則を制定する。

1 対象施設

- ・公会堂（ホール）
- ・市民文化会館（大ホール、小ホール、展示室）
- ・芸能劇場（小劇場、小ホール）
- ・スイングホール（スイングホール、スカイルーム）
- ・吉祥寺美術館（音楽室、企画展示室）
- ・吉祥寺シアター（劇場）
- ・かたらいの道市民スペース（会議室）

※下線を引いた施設は、展覧会を目的として使用する場合の料金が適用される場合に限る。

※ホール・劇場等については、練習等で使用する場合の料金が適用される場合は除く。

2 適用する使用期間

令和2年6月8日から令和3年3月31日まで（規則制定後、遡及適用する）

※3月31日までに収容率及び人数の制限が解除された場合も、減額は取り消さない。

3 手続き

規則制定後は、使用申請時に減免申請を行っていただく（納付額は50%）。遡及分については、減免申請後に還付。